

## 仕 様 書

### 1. 業 務 名 飼育系排水槽汚泥収集運搬業務

### 2. 業務内容 下関市立しものせき水族館内にある廃棄物について、収集運搬を行う。 廃棄物の詳細は、以下のとおり。

下関市立しものせき水族館の飼育系排水槽に堆積した汚泥。

(汚泥性状)

- ・下関市立しものせき水族館の飼育排水ならびに濾過槽洗浄後の汚水であるため、汚泥含水分は海水である。
- ・汚泥中には餌や飼育生物であった魚体等固形物が混入することがある。
- ・排出する汚泥量は、約 109 トンを見込む。(汚泥比重 1.1 として換算)

(作業対象水槽と海水流入について)

- ・飼育系排水槽の内、「逆洗排水槽」(有効容積 180 m<sup>3</sup>) 内に堆積した汚泥。
- ・常時海水の流入があるため、作業時には財団側で流入量を極力少なくするが、収集業者側で流入する海水を「上澄み排水槽」に振り替えること。
  - \* 流入海水を桶で受け、水中ポンプにて圧送することとし、必要な 100 v 電源は財団側で用意できる。
- ・逆洗排水槽に貯留する上澄み海水のみを「上澄み排水槽」に排水すること。
- ・「上澄み排水槽」の海水は、財団側で適時排水する。

(作業時間)

- ・下関市立しものせき水族館の営業時間外 (17:30~翌 9:30) に実施すること。
  - \* 作業時間が 9:00 以降となる場合は、財団側担当者に必ず事前相談し、協議の上、作業終了時間を決定すること。
  - \* 騒音が発生しない事前準備については、営業時間中 (9:30~17:30) に実施しても構わないが、必ず財団担当者に事前許可を求めること。

(作業方法)

- ・逆洗排水槽内の汚泥は強力吸引車 (バキュームカー) により吸引収集すること
- ・汚泥を吸引収集後、逆洗排水槽内の天井面、壁面、床面の汚泥を高圧洗浄機にて清掃し、吸引収集すること
- ・清掃作業時は必ず硫化水素に対応した保護具を装着し、換気を十分に行うこと
- ・収集した汚泥は甲の指定する下記処分場へ運搬すること
  - \* 所在地 : 福岡県北九州市若松区響町一丁目 1 番 8
  - \* 施設名称 : 株式会社サニックスひびき工場

### 3. 委託期間 契約締結日から令和 5 年 3 月 31 日まで

なお、実施日については、事前に双方協議のうえ決定するものとする。

### 4. 留意事項

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に従い適正に作業すること。

- (2) 労働安全衛生法等関係法令を遵守すること。
- (3) 業務の遂行にあたっては、業務場所周辺道路の車両及び歩行者の安全、環境に十分配慮し、履行に際しては、財団の指示に従うこと。
- (4) 作業の実施にあたり、甲の建物、備品等を破損したときには、直ちに甲に連絡し、その指示に従うこと。
- (5) 必要以外の場所に立ち入らないこと。
- (6) その他協議が必要な事項が発生した場合は、財団と適宜、遅滞なく協議のうえ解決し、業務を行うものとする。
- (7) 廃棄物の運搬にあたっては、交通法規を遵守しつつ、途中積載物が飛散しないように十分注意すること。
- (8) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）については、必要枚数を用意すること。

## 5. 提出物

- (1) 業務を完了したときは、遅滞なく業務の成果に関する成果物を提出すること。ただし、成果物の提出は、マニフェスト（A票、B2票）、処分場による計量伝票ならびに作業前後の写真の提出に代えることができる。

## 6. 検査

- (1) 業務の成果に関する成果物を受理したときは、速やかに検査を行うものとする。
- (2) 業務の成果が検査に合格しなかったときは、指定する期間内にその指導に従いこれを補正すること。この場合においては、業務の成果に関する成果物を再度提出し検査を行うものとする。
- (3) 検査及び補正に要する費用は、すべて受託者の負担とする。

## 7. 委託料の支払

- (1) 受託者は、業務の成果が検査に合格したときは、支払請求書を財団に提出するものとする。
- (2) 受託者の提出する適法な支払請求書を受理したときは、その日の属する月の翌々月の10日以内に委託料を受託者に支払うものとし、支払い振込手数料は受託者の負担とする。

## 8. その他

- (1) しものせきしエコマネジメントプランに基づく環境に関する特記事項は、別紙-1 特記仕様書（環境簡易編）のとおりとする。
- (2) 業務のうち、下関市暴力団排除条例に基づく事項については、別紙-2 下関市暴力団排除条例に係る特記事項のとおりとする。
- (3) 本仕様書に記載のない事項及び業務に関して疑義が生じた場合は、財団と受託者で協議のうえ決定する。

(別紙-1)

## 特記仕様書（環境編簡易）

下関市は、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、「下関市環境方針」に基づき、下関市の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしており、下関市の出捐団体である甲においてもこの取り組みに沿った事業活動を行うこととしている。この取り組みには乙の協力が不可欠であり、業務関係者の業務の管理や業務の実施などに当たり、乙は、「しものせきエコマネジメントプラン」の趣旨を理解し、次の項目について実施すること。

### 1 環境関連法令について

乙は、業務の実施に際しては、環境関連法令を遵守し、常に適切な管理を行うこと。

### 2 事故発生時の対応

乙は、業務の実施中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずるとともに甲に報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

### 3 苦情発生時の対応

乙は、業務に関する苦情を受け付けたときは、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずるとともに甲へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

### 4 配慮事項

乙は、業務の実施に際しては、次の各号に配慮すること。

- (1) 使用する車両から排出するガス及び騒音振動を低減するようできる限りエコドライブを励行すること。
- (2) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り再生紙等を利用すること。
- (3) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り両面印刷に努めること。
- (4) 環境ラベリング制度（エコマーク・グリーンマーク）の対象となっている製品を可能な限り積極的に使用すること。
- (5) 使用する物品は、可能な限り再生品を使用すること。
- (6) リサイクル（分別）可能な製品を積極的に使用すること。
- (7) 公共交通機関の利用及び効率的に車を使用すること。
- (8) 業務の実施箇所周辺の環境に与える負荷の抑制及び周辺地区の環境美化に努めること。

(別紙-2)

下関市暴力団排除条例に係る特記事項

(総則)

第1条 甲と乙は、下関市暴力団排除条例（平成23年条例第42号）第11条に基づき、この特記事項を設ける。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

(1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の損害賠償については、この特記事項が付加される契約（以下「本契約」という。）の規定による。

(関係機関への照会等)

第3条 甲は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、乙に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供して、乙が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲が当該警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。

(本契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置)

第4条 乙は、自ら又は本契約の下請若しくは受託をさせた者（この条において「下請事業者等」という。）が、暴力団又は暴力団員から、本契約の適正な履行の妨害又は本契約に係る不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに甲に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

2 甲、乙及び下請事業者等は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、本契約の履行の妨害又は本契約に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。